

12236P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

36

所得税法

理論マスター



令和9年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版オンラインストアにて

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

理論問題の解答は、特に問題の要点を捉え、簡潔平明に書くことが肝要である。与えられた問題に対し、要件、取扱いなど必要な項目はもらさないようにする反面、問題に外れた事項まで触れることは避けなければならない。

1問当たり25分程度で解答するものとした場合 1,500字程度が限度であるため、各理論について原則としてその範囲に収めるように配慮した。

最近では、個別問題のみではなく応用問題の出題が顕著となっているが、基本となるのは条文を中心とした個別問題であり、それぞれの規定について理解ができていれば、どのような出題形式であっても恐れるに足らない。

そこで本書「理論マスター」で基本理論を把握し、「理論ドクター」で応用力を養成して最近の出題傾向に対処する力を養ってもらいたい。

本書が、ひとりでも多くの合格者輩出の一助となれば幸いです。

※ 本書は、令和8年7月までの法令に準拠している。

TAC税理士講座

凡	例
法	所得税法
令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
国通法	国税通則法
災免法	災害減免法
復財法	復興財源確保法
※ 防衛特別所得税と併せて、復財法等とする	
引	用 例
法22③	所得税法第22条第3項

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1－1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランクA …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランクB …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランクC …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずは、カッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

CONTENTS

目 次

テーマ１：総則関係

1－1	納税義務者	2
1－2	実質所得者課税の原則	6
1－3	納税地	8
1－4	非課税所得	10
1－4－1	給与所得者の非課税	12
1－4－2	資産の譲渡による所得の非課税	13
1－5	特定新株予約権の行使に係る経済的利益の非課税	14
1－6	保険金・損害賠償金等を受け取った場合	16
1－6－1	損害賠償金を受け取った場合	18
1－6－2	損害保険金等を受け取った場合	20
1－6－3	生命保険金等を受け取った場合	21

テーマ２：各種所得

2－1	各種所得の意義及び所得の金額	24
2－2	利子所得	28
2－3	配当所得	30
2－4	不動産所得	34
2－5	給与所得	38
2－6	給与所得者の特定支出控除の特例	40
2－7	退職所得	42
2－8	山林所得	44
2－9	年金を受け取った場合	46

テーマ3：事業所得等

3-1	所得計算の通則	50
3-2	収入金額の別段の定め	52
3-3	収入・費用帰属時期の特例	56
3-4	家事関連費等及び外国所得税の必要経費不算入等	58
3-5	資産に係る控除対象外消費税額等	60
3-6	必要経費に算入される資産損失	62
3-7	債権の回収不能	64
3-7-1	各種所得の金額の計算上控除される資産損失	66
3-8	事業廃止後に生じた費用又は損失	68
3-9	貸倒引当金	70
3-10	同一生計親族が事業から受ける対価	72

テーマ4：譲渡所得等

4-1	取得費の原則・相続税額の取得費加算	76
4-1-1	配偶者居住権等が消滅等した場合の取得費	77
4-2	生活に通常必要でない資産の災害等による損失	78
4-3	借地権等設定により権利金を受け取った場合	80
4-4	無償又は低額による資産の移転	82
4-4-1	資産を無償で取得した場合の所得税法上の取扱い	86
4-5	国外転出時課税	88
4-6	固定資産の交換の所得税法の特例	90
4-6-1	株式交換等に係る譲渡所得等の特例	92
4-7	居住用財産を譲渡した場合の課税の特例	94
4-8	株式等に係る譲渡所得等の金額	98
4-8-1	『株式』を譲渡した場合の所得	100
4-8-2	非課税口座内上場株式等の特例	102
4-9	特定中小会社等の株式に係る特例	104

テーマ５：課税標準

５－１	課税標準の趣旨と内容	110
５－２	所得金額調整控除	112
５－３	損益通算	114
５－４	純損失の繰越控除	118
５－５	雑損失の繰越控除	122
５－６	一定の居住用財産の譲渡損失の特例	124

テーマ６：所得控除

６－１	所得控除の内容	128
６－２	雑損控除	134
６－２－１	災害減免法による所得税の減免	136
６－３	医療費控除	138
６－４	寄附金控除	140
６－５	配偶者控除	142
６－６	配偶者特別控除	144
６－７	扶養控除	146
６－８	特定親族特別控除	148
６－８－１	基礎控除	150

テーマ７：税額計算等

７－１	平均課税	154
７－１－１	変動所得	156
７－１－２	特定の基準所得金額の課税の特例	158
７－２	配当控除	160
７－３	住宅借入金等特別控除	162
７－３－１	認定住宅等新築等特別控除	165
７－３－２	一定の増改築を行った場合の税額控除	166
７－３－３	政党等に寄附をした場合	168
７－４	外国税額控除	170

テーマ8：予納制度

8-1	利子所得及び配当所得の源泉徴収	174
8-2	給与所得の源泉徴収	176
8-3	年末調整	178
8-3-1	給与所得者の源泉徴収に関する申告書	180
8-3-2	源泉徴収に係る納期の特例	182
8-4	退職所得の源泉徴収	184
8-5	公的年金等の源泉徴収	186
8-5-1	法定調書（支払調書・源泉徴収票）	188
8-6	予定納税制度	190
8-7	予定納税額の減額承認申請	192

テーマ9：確定申告等

9-1	確定申告の種類	196
9-2	確定所得申告	202
9-3	総収入金額報告書・国外財産調書・財産債務調書	204
9-4	納付の原則	206
9-5	所得税額の延納	208
9-6	納税の猶予	210
9-7	還付の原則と予納税額等の還付	212
9-8	純損失の繰戻し還付	214
9-9	青色申告	220
9-10	青色申告の特典	222
9-11	青色申告特別控除	224
9-12	業務を行う者の記帳義務等	226
9-12-1	電子帳簿等保存	228

テーマ10：是正手続等

10-1	修正申告	230
10-2	更正の請求	232
10-3	更正又は決定	234
10-4	国外転出時課税に係る是正手続	238
10-5	不服申立て	242

《参考1》	条文を読む上で注意すべき用語	246
-------	----------------	-----

《参考2》	主要な所得税法の条文番号	250
-------	--------------	-----

テーマ

1

総 則 関 係

- 1－1 納税義務者
- 1－2 実質所得者課税の原則
- 1－3 納税地
- 1－4 非課税所得
 - 1－4－1 給与所得者の非課税
 - 1－4－2 資産の譲渡による所得の非課税
- 1－5 特定新株予約権の行使に係る経済的利益の非課税
- 1－6 保険金・損害賠償金等を受け取った場合
 - 1－6－1 損害賠償金を受け取った場合
 - 1－6－2 損害保険金等を受け取った場合
 - 1－6－3 生命保険金等を受け取った場合

1-1

納税義務者（法人である納税義務者を除く）

1 納税義務者の種類（法2①三～五、3、5）

重要度◎

所得税は、個人を**居住者**と**非居住者**に、さらに**居住者**を**非永住者**と**非永住者**以外の**居住者**に区分して納税義務を課している。

- (1) **居住者**とは、**国内**に**住所**を有し、又は現在まで引き続いて**1年以上**居所を有する個人をいう。
- (2) **非永住者**とは、**居住者**のうち、**日本国籍**を有しておらず、かつ、過去**10年以内**において**国内**に**住所又は居所**を有していた期間の合計が**5年以下**である個人をいう。
- (3) **非居住者**とは、**居住者以外**の個人をいう。

（注）**公務員**は、原則として、**国内に住所を有しない期間**についても**国内に住所**を有するものとみなす。

2 課税所得の範囲（法7、95、161）

重要度◎

- (1) 非永住者以外の居住者
 - … **すべての**所得
- (2) 非永住者
 - … **国外源泉所得以外の所得**及び**国外源泉所得**で**国内で支払われ**、又は**国内に送金**されたもの
- (3) 非居住者
 - … **国内源泉所得**

（注）国内源泉所得とは、**恒久的施設帰属所得**、国内にある**土地建物等の譲渡の対価**など、その源泉が国内にある所得として一定のものをいう。

国外源泉所得とは、その源泉が国外にある所得として一定のものをいう。

但し、**租税条約**により異なる定めがある場合は、**その条約**の定めるところによる。

3 課税方法（法21、22、164、165、169）

重要度◎

(1) 居住者

原則として、**総合課税**の方法による。

(2) 非居住者

① 恒久的施設を有する非居住者の恒久的施設帰属所得

居住者に準じて課税される。

なお、恒久的施設とは、非居住者の国内にある支店、工場などをいう。

② ①以外の国内源泉所得

イ **国内**にある**資産の運用等**による所得は、**居住者**に準じて課税される。

ロ その他の国内源泉所得は、**源泉分離課税**の方法による。

※ 所得控除は、**雑損控除**、**寄附金控除**及び**基礎控除**のみが適用される。

4 復興特別所得税等（復財法等）

重要度○

所得税の納税義務者は、復興特別所得税等の納税義務がある。



参 考

● 『国内源泉所得』の詳細

国内源泉所得とは、**恒久的施設帰属所得**、国内にある**土地建物等の譲渡の対価**、国内にある**不動産等の貸付けの対価**、日本国の国債、地方債又は内国法人が発行する債券の利子、**国内にある営業所に預けられた預貯金の利子**、**内国法人**から受ける配当等又は**国内における勤務等**による給与など、その源泉が国内にある所得として一定のものをいう。

● 『原則として、総合課税の方法』の詳細

原則として**総合課税**の方法によるが、次に掲げる所得は、それぞれ次による。

- (1) 上場株式等の配当所得等で一定のもの、土地建物等の譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得は、**分離課税**の方法による。
- (2) 利子等、配当等などは、**源泉分離課税**の方法、**申告不要**の特例がある。



● 非居住者の源泉徴収

非居住者が、国内源泉所得（一定のものを除く。）の支払いを受ける場合には、一定の金額が源泉徴収される。

[源泉徴収税率]

- ① 土地建物等の譲渡対価（注１）は、**10%** (10.21%)
- ② 不動産等の貸付け対価（注２）は、**20%** (20.42%)
- ③ 預貯金の利子等などは、**15%** (15.315%)
- ④ 配当等は、**20%** (20.42%) 又は **15%** (15.315%)
- ⑤ その他は、**20%** (20.42%)

（注１）譲渡対価が **1 億円以下** で、購入した個人の **居住用** の場合は、源泉徴収の対象とならない。

（注２）借りた個人の **居住用** の場合は、源泉徴収の対象とならない。

● 非居住者の課税方法の整理（復興税等込は、源泉徴収税率 × 102.1%）

国内源泉所得	恒久的施設帰属所得	そ の 他
事業所得	総 合 課 税 （源泉徴収なし）	課 税 対 象 外
株式等の譲渡対価	株 式 等 （原則源泉徴収なし）	原 則 課 税 対 象 外
土地建物等の譲渡対価	源泉徴収の上、分離課税 （源泉徴収 10%）	
不動産の賃貸料など	源泉徴収の上、総合課税 （源泉徴収 20%）	
利子等	源泉分離課税・申告分離課税等 （源泉徴収 15%）	源 泉 分 離 課 税 （源泉徴収 15%）
配当等	源泉徴収の上、原則総合課税 （源泉徴収 20%・15%）	源 泉 分 離 課 税 （源泉徴収 20%・15%）
給与、公的年金等、 一定の報酬など	源泉徴収の上、総合課税 （源泉徴収 20%）	源 泉 分 離 課 税 （源泉徴収 20%）
退職手当等	源泉徴収の上、分離課税 （源泉徴収 20%）	源 泉 分 離 課 税 （源泉徴収 20%） ※ 申告分離課税の特例

※ 所得控除

雑損控除（国内資産のみ）、寄附金控除及び基礎控除のみ適用される。

※ 税額控除

原則として、外国税額控除は、適用されない。

1-2

実質所得者課税の原則

■趣 旨■

所得税は、**応能負担の原則**に応じた課税を行うために、名目にとらわれず、真に担税力を有する者に課税するための取扱いである。

1 原 則 (法12)

重要度◎

資産又は**事業**から生ずる**収益**の法律上帰属するとみられる者が**単なる名義人**で、その**収益を享受**せず、その者以外の者がその**収益を享受**する場合には、その**収益**は、これを**享受する者**に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する。

2 信託財産の帰属 (法13)

重要度◎

信託の受益者は、その**信託財産**に属する**資産**及び**負債**を有するものとみなし、かつ、その**信託財産**に帰せられる**収益及び費用**は、**信託の受益者の収益及び費用**とみなして、所得税法の規定を適用する。

但し、**一定の投資信託**などは、**受益者**が収益の分配の**受領時**に、**利子所得**などとして課税する。

3 名義人受領の調書 (法228)

重要度○

業務に関連して、**名義人**として**利子配当等**などの支払を受ける者は、その**利子配当等**などに関する調書を、その支払を受けた年の**翌年1月31日まで**に、税務署長に提出しなければならない。

4 補完規定

重要度△

- (1) 同一生計親族が事業から受ける対価 (法56、57)
- (2) 同族会社等の行為又は計算の否認 (法157)
- (3) 事業所の所得の帰属の推定 (法158)
- (4) 非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為計算の否認 (法168の2)



参 考

テーマ
.....

1

● 信託財産等の帰属

信託の当事者は、**委託者**、**受託者**（信託銀行等）、**受益者**の三者である。

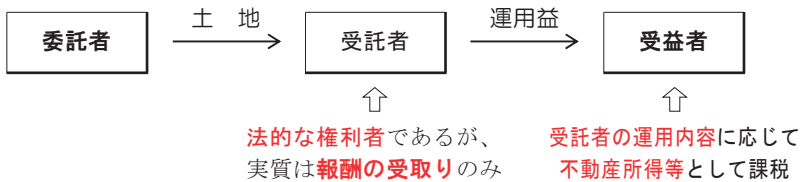
信託財産等の法的な権利者は、**受託者**である。

しかし、**受託者**は単に**信託報酬**を受けるのみで、その収益を**実際に享受**するのは**受益者**である。

したがって、**受益者**が**信託財産等**を有するものとみなし、信託財産に係る収益費用は、**発生時**に、**受益者の収益・費用**とされる。

… **発生時**、**受益者**に、**受託者の運用内容による所得区分で課税**

【土地信託の場合】



● 一定の投資信託などの特例

(1) 証券投資信託など ⇨ **受領時に受益者**に、利子所得等として課税

(2) 法人課税信託 ⇨ **発生時に受託者**に課税
受領時に受益者は、**剰余金の配当**として課税

1-3

納税地

1 意義

重要度○

納税地とは、**納税者**が**申告、納付等**をする場合又は**税務官庁**が**更正、決定等**をする場合の**基準**となる場所をいう。

2 原則的納税地（法15）

重要度◎

- (1) 国内に住所を有する場合
……その**住所地**
- (2) 国内に住所を有せず、居所を有する場合
……その**居所地**
- (3) 国内に住所及び居所を有しない場合
 - ① **恒久的施設**を有するとき
……その**恒久的施設**を通じて行う**事業に係る事務所等**の所在地
 - ② (1)又は(2)に該当していた者で、①に**該当せず**、かつ、**納税地とされていた場所**に**親族等が居住**しているとき
……その**納税地とされていた場所**
 - ③ ①及び②以外で、国内にある**不動産の貸付等の対価**を受けるとき
……その**対価に係る資産の所在地**
 - ④ 上記以外
……その者が**選択した場所等**

3 選択的納税地（法16）

重要度◎

- (1) 国内に住所のほか居所を有する者
住所地に代え、**居所地**を納税地とすることができる。
- (2) 国内に住所又は居所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する者
住所地又は**居所地**に代え、**事業場等**の所在地を納税地とすることができる。

4 死亡した者の納税地（法16③）

重要度◎

死亡した者の納税地は、その**死亡した者の死亡時**における納税地とする。

5 源泉徴収に係る納税地（法17等）

重要度◎

源泉徴収に係る納税地は、その**支払をする者の支払事務を取扱う事務所等**のその**支払の日**における所在地とする。

但し、**公社債の利子**、**内国法人が支払う剰余金の配当等**は、その支払をする者の**本店**又は**主たる事務所**の所在地とする。

なお、**特定公社債**の利子等及び**上場株式等**の配当等は、国内における支払の取扱者を支払をする者とみなす。

6 納税地の指定（法18）

重要度◎

納税地が**不適當**であると認められる場合には、**国税局長**又は**国税庁長官**が、納税地を指定し、**書面により通知**する。

7 指定の取消しがあった場合の申告等の効力（法19）

重要度○

納税地指定処分**の取消し**があった場合においても、その取消前の納税地における申告等の効力には影響を及ぼさない。

8 復興特別所得税等（復興財法等）

重要度○

復興特別所得税等の納税地は、所得税の納税地とする。

税理士受験シリーズ

2027年度版 36 所得税法 理論マスター

発行日 2026 年 8 月 28 日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12236P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。